

第2次 庄内町教育振興基本計画

よりよい生き方や社会を目指し、多様性あふれる持続可能な地域社会を支える人づくり



統合新小学校

令和14年度開校予定

統合新中学校

令和11年度開校予定

令和8年1月

庄内町教育委員会



(左)河童平吉 (かっぱへいきち)

庄内町PRキャラクター

好きな食べ物 庄内米

(右)つや美ちゃん (つやみちゃん)

庄内町観光ガイド

好きな飲み物 月山の雪解け水



庄内町は緑豊かで、清流が輝く自然豊かな緑の里です。靈峰月山の雄大な存在を仰ぎ見ながら、庄内平野の美しい田園風景が広がるこの地は、実り豊かな暮らしを紡いできました。また、多くの先人たちが築き上げた歴史、地域に根ざした個性豊かな文化、そして自然と調和し共に支え合う「地域コミュニティ力」は、私たちの誇るべき財産です。その中で町民の温かさや創造性が培われてきました。

一方で、社会はダイナミックに変化し続けています。少子高齢化、グローバル化、デジタルトランスフォーメーションといった時代の大きな変化は私たちの生活に大きな影響を与えています。また、いじめ・不登校などの課題への対応、教育におけるICT活用など教育現場でも時代の変化への対応が求められています。したがって、「教育」の果たす役割はますます重要になっています。

庄内町においても少子化の進行、校舎の老朽化などの課題を踏まえ、持続可能なよりよい教育環境の整備を目指して、小中学校再編整備計画が策定されるなど、町の教育をめぐる状況も大きく変化しています。計画を進めるうえで、次世代を担う子どもたちや若者たちが、地域への愛着を持ちながら、明るい未来に向かって自ら挑戦していくような教育環境を考えていかなければなりません。

こうした背景を踏まえ、庄内町では令和8年度からの第2次教育振興基本計画を策定しました。この計画は、国の「第4期教育振興基本計画」及び「第7次山形県教育振興計画」の理念を踏まえつつ、庄内町ならではのエッセンスを融合させた計画です。計画の立案にあたっては、有識者の知見を結集した「庄内町教育振興基本計画策定協議会」が中心となり、活発な話し合いを重ねました。また、パブリックコメントを通じ、町民の生の声を取り入れることで、地域に根差した実効性ある計画を目指しました。

本計画では、「よりよい生き方や社会を目指し、多様性あふれる持続可能な地域社会を支える人づくり」を目標に掲げています。多様な背景を持った人々が、個人の幸せだけでなく、地域、社会が幸せや豊かさを感じ、自分の持っている力を存分に發揮してともによりよい地域社会を創っていくよう、家庭、学校、地域が連携して施策を進めています。未来を担う子どもたちが、変化し続ける世界の中でも自分らしく輝ける社会を目指し、共に歩んでいきましょう。

令和8年1月

庄内町教育委員会 教育長 佐藤 真哉

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の名称	1
3	計画期間	1
4	計画の性質	1
5	計画の構成	1
6	計画の進行管理	2
7	他の計画との関係	2

第2章 教育をめぐる動き・庄内町の教育の現状と課題

1	国や県の教育をめぐる動き	3
2	庄内町の教育の現状と課題	4

第3章 庄内町の教育のめざす姿

1	目標	15
2	方針	15

庄内町教育振興基本計画体系図

第4章 今後5年間で取り組む施策と主な取り組み

施策1	よりよい生き方を目指し、自ら学び続ける力の育成	17
施策2	共に学び続け、生きがいをもてる環境づくりの推進	19
施策3	「家庭」「学校」「地域」の連携による、心と体の健全な育成	20
施策4	「自然」「文化」「歴史」にふれる活動と未来への継承	22
施策5	健康と生きがいをつくる生涯スポーツの推進	24
施策6	「チーム庄内町」で町の良さを活かした魅力ある教育の推進	25
施策7	「働きがい」と「働きやすさ」が両立された人材育成	27
施策8	地域社会の変化に対応した教育環境の整備	28
評価指標		29

資料編

1	教育基本法	32
2	庄内町教育振興基本計画策定協議会委員名簿	34
3	庄内町教育振興基本計画策定経過	34

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成28年に策定された庄内町教育振興基本計画から約10年が経過し、人口減少の加速や自然災害の甚大化、国際情勢の不安定化など社会状況が大きく変化しました。特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大は教育活動に深刻な影響を及ぼしており、地域の現状に即した新たな教育施策が求められています。

少子高齢化や生活環境、価値観の多様化が進む中、地域社会の連携が弱まる傾向や気候変動による災害の増加など、子どもを取り巻く環境にも課題が深刻化しています。具体的には、学力・体力の低下、不登校やいじめの増加、規範意識や社会性の弱化などが挙げられます。家庭や地域の教育力低下が指摘される中で、町全体で子どもを支える仕組みの構築が急務となっています。

また、AI やデジタル技術の進化に教育現場が対応しつつ、人間性を育む取り組みを進める必要があります。

さらに、このように大きく変化し続ける社会の中、一人ひとりが主体的に考え、多様な他者と尊重しあい協働しながら、豊かな人生を切り拓いていくとともに、それぞれの良さを活かしてよりよい地域社会の形成に主体的にかかわっていくことが必要になります。

このため教育委員会では、第1次計画における成果と課題を検証し、新たな時代に対応した「庄内町教育振興基本計画」を策定しました。

2 計画の名称

本町の教育振興計画を継承するものとして、「第2次庄内町教育振興基本計画」とします。

3 計画期間

本計画は、令和8年度から概ね10年間の目標及び方針を示すとともに、今後5年間に取り組む施策と主な取り組みを示します。

4 計画の性質

教育基本法第17条第2項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する「地方公共団体の長が策定する教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱(庄内町教育大綱)」並びに第3次庄内町総合計画との整合を図ります。

5 計画の構成

教育委員会は、10年後の目標として「よりよい生き方や社会を目指し、多様性あふれる持続可能な地域社会を支える人づくり」を掲げています。第1次計画では「学校教育」と「社会教育」を分けて構成していましたが、第2次計画ではこれを統合し、「教育」という視点から体系的に整理した構成を採用します。この統合により、地域での教育の一体性や連続性を重視し、学校での学びを地域での実践へつなげ、町全体で子どもたちを支える教育環境を

整えます。また、本計画では3つの方針に沿った8つの施策を設定し、施策ごとの主な取り組みを示します。詳細については、毎年度「庄内町教育委員会の重点」で示し、変化する課題に柔軟に対応する計画運営を目指します。

6 計画の進行管理

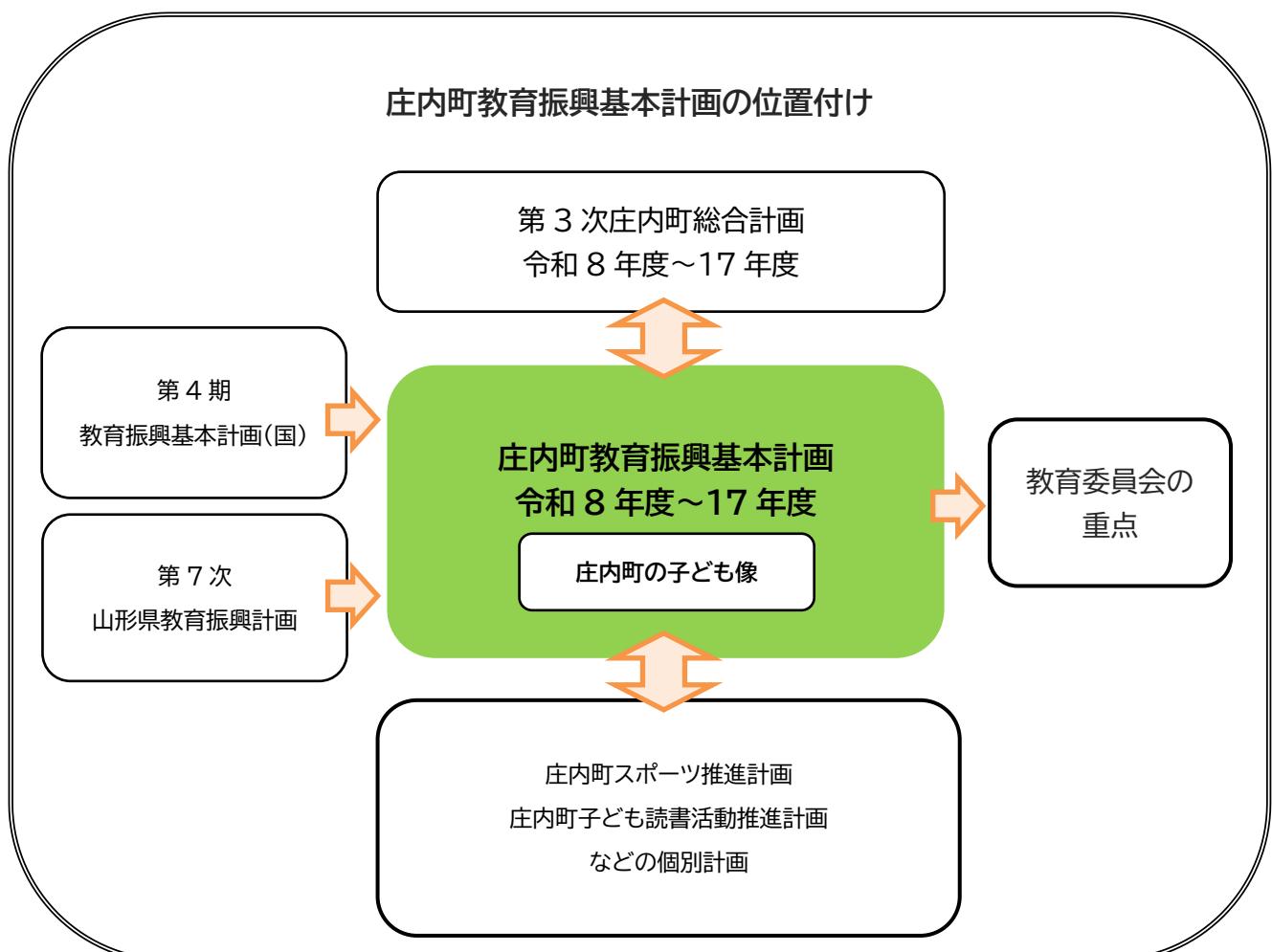
毎年度、施策ごとの評価指標を基にしながら、主な取り組みの進捗状況や目標の達成状況を分析し、課題を整理しながら評価を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、毎年度「教育に関する事務の管理及び執行状況」の点検及び評価を行い、評価の結果を公表します。

点検及び評価の結果を次年度の取り組みに反映させるとともに、社会経済情勢が大きく変化するなどの場合においては、計画内容の見直しを含め、柔軟に対応します。

7 他の計画との関係

本計画は、国の第4期教育振興基本計画、第7次山形県教育振興計画及び第3次庄内町総合計画を参照して策定したものです。また、教育に関する個別計画とも整合性を図っています。



第2章 教育をめぐる動き・庄内町の教育の現状と課題

1 国や県の教育をめぐる動き

(1) 国の第4期教育振興基本計画に示された5つの基本的な方針

令和5年に策定された国「第4期教育振興基本計画」では、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、以下の5つの基本的な方針が示されました。

- ① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④ 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
- ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

(2) 山形県第7次教育振興計画がめざす教育の姿

令和7年3月に策定された山形県「第7次教育振興計画」は、「ウェルビーイングを目指し、多様性あふれる持続可能な社会の実現を担う山形の人づくり」を目標とし、3つの方針と8つのアクションを掲げ、教育内容や指導・支援体制の充実、教育環境の整備等、学校・家庭・地域が一体となった教育を目指しています。

【3つの方針と8つのアクション】

方針Ⅰ	一人ひとりが自分らしく可能性にチャレンジできる学びを実現する	アクション1	自ら考え、主体的に行動する力を育む
		アクション2	新たな価値を創造する力を育む
		アクション3	互いを尊重し前向きに生きる心と体を育む
方針Ⅱ	誰一人取り残されず、誰もが続けられる学びの機会を充実する	アクション4	それぞれの個性を活かし尊重した学びを実現する
		アクション5	生涯にわたり学びやスポーツ・文化芸術活動を楽しむ
方針Ⅲ	社会の変化に対応した学びの環境を整える	アクション6	教育DXを実現する
		アクション7	活力あふれる学校を実現する
		アクション8	家庭や地域と一体となって学びを支える

2 庄内町の教育の現状と課題

第1次計画の取り組み成果を評価分析し、第2次計画へ反映します。

施策1 よりよい生き方を目指し、自ら学び続ける力の育成

#探究型学習

第1次計画の成果

第1次計画では、学習内容を社会や日常の事象と結びつける工夫を重ねてきました。子どもたちが学習の楽しさや達成感を味わうことができるよう授業の中で自分の考えを表現したり、友達の意見と比べたりする活動を取り入れてきました。

◆ 庄内町の児童生徒の国語・算数(数学)に対する興味・理解

(R7 全国学力・学習状況調査)

(A:当てはまる、B:どちらかといえば当てはまる の合計)

【国語の勉強が好き】

	R元年度		R7年度	
	庄内町	全国	庄内町	全国
小6	68%	64%	67%	58%
中3	66%	62%	55%	58%

【国語の授業が良くわかる】

	R元年度		R7年度	
	庄内町	全国	庄内町	全国
小6	87%	85%	82%	84%
中3	77%	78%	74%	77%

【算数(数学)の勉強が好き】

	R元年度		R7年度	
	庄内町	全国	庄内町	全国
小6	60%	69%	54%	58%
中3	58%	58%	60%	54%

【算数(数学)の授業が良くわかる】

	R元年度		R7年度	
	庄内町	全国	庄内町	全国
小6	79%	84%	76%	81%
中3	73%	74%	79%	71%

第2次計画への現状と課題

これまでの取り組みにより、子どもたちが自分の考えを表現したり、友達と意見を交流したりする場面が増え、主体的に学ぶ姿が広がってきました。さらに、1人1台端末をはじめとするICT機器の活用によって、情報を調べて整理したり、自分の考えを効果的に表現したりすることができるようになり、学びの幅が広がっています。また、オンライン上での考え方の共有や共同編集などを通して、互いの考えを生かし合う協働的な学びも広がりつつあります。今後も、こうした探究的な学びを一層発展させるために、基礎的な力を確実に身に付けながら課題発見や課題解決のプロセスを取り入れ、学びの流れをより明確にしていくことが大切です。子どもたちが学ぶ意義を実感し、「わかる」「できる」喜びを味わえる授業づくりへとつなげていきます。



施策2 共に学び続け、生きがいをもてる環境づくりの推進

#生涯学習

第1次計画の成果

生涯学習は、自発的に行う学習活動であり、芸術や文化、趣味、教養、スポーツなど、町民一人ひとりの生活が、心豊かで生きがいのあるものとなります。地域の特性を生かして実施している事業をはじめ、子どもから高齢者まで広い世代が取り組める各種講座を計画、実施していますが、それぞれ個人の趣味、娯楽活動も含め、新型コロナウイルス感染症対策期間に活動を自粛した影響もあってか、生涯学習への取り組みはあまり高いとはいえない状況になっています。

◆あなたは現在活動をしていますか？

(R6年度、R元年度 町民アンケート)

		R元年度	R6年度	比較
スポーツ・趣味・娯楽	活動していない	68.8%	75.3%	+6.5%
	活動している	28.5%	23.3%	▲5.2%
	不明	2.8%	1.3%	▲1.5%

第2次計画への現状と課題

地域の意向を反映した学びの機会を提供していくとともに、学習環境の整備や幅広い分野の情報提供に努め、交流の場や学習の場の広がりを通して、人と人との緩やかなつながりを育み、生活の潤いとなることが望まれます。

#図書館

第1次計画の成果

新図書館のオープンを機に、「庄内町立図書館整備基本計画」の基本コンセプトである「みんなが集い 学び ふれあい つながる図書館」の実現を目指した図書館の運営を進めています。

◆ 町立図書館の利用状況（来館者数：本館のみ 貸出冊数：本館と分館の合計）

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
来館者数(人)	50,972	33,161	37,659	34,852	20,983	58,914
貸出冊数(冊)	73,741	64,230	66,127	59,907	46,860	84,600

第2次計画への現状と課題

利用者の居心地の良さを追求した滞在型の図書館、まちのにぎわいや住民のつながりを生み出す交流の拠点機能をもつ、親しみやすい図書館とすることが望まれています。また、図書館と内藤秀因水彩画記念館の併設メリットを活かして、「絵のある図書館 本のある美術館」の具現化を進めます。情報メディアの発達や普及に伴うデジタル化の加速度的な進化で、生活の中では「読書の時間」の減少となっており、読書の大切さを再認識することが求められています。

施策3 「家庭」「学校」「地域」の連携による、心と体の健全な育成

#教育相談

第1次計画の成果

幼稚園や学校では子育てに関する悩みをもつ方が、気軽に相談しやすい環境、雰囲気となるように努めています。また、教育相談アンケートなどの実施により児童生徒の抱えている課題を把握して相談に応じています。また、教育相談専門員、スクールソーシャルワーカーを配置して児童生徒や保護者の相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関につなげています。

第2次計画への現状と課題

気軽に相談しやすい環境となるように努め、悩み事を抱える人に寄り添いスクールソーシャルワーカーなどの相談できる方や関係機関につなぐ支援をしていきます。

#読書習慣

第1次計画の成果

「本が好きな子どもがたくさんいる町 子どもに本の楽しさを伝えるひとがたくさんいる町」を目指し、乳幼児から高校生までを見通した子どもたちの読書活動を推進してきました。「冊数より質を高める」ことを意識した取り組みが続けられており、小中学生の読書活動は向上してきました。

第2次計画への現状と課題

子どもたちを取り巻く環境の変化は大きく、特にデジタルコンテンツの多様化等が急速に進んでいます。子どもたちの読書の機会の減少や、読書好きな子どもが減少傾向となっていることについての対策が必要となっています。



#青少年育成

第1次計画の成果

青少年は、地域社会において同世代や異なる世代と積極的な交流をして、多様な人たちとのふれあいの中で様々なことを学び、日々成長しています。

第2次計画への現状と課題

少子化が進む今日においては、青少年が同世代や異なる世代と積極的な交流をする機会が減少傾向となっており、地域住民が一体となって良好な地域コミュニティづくりに取り組み、地域社会の活動を活性化し、青少年の社会性を醸成しやすい環境としていく必要があります。

#食育

第1次計画の成果

学校給食共同調理場では平成29年度の供用開始以降も安全で安心な給食を提供するために「学校給食衛生管理基準」を厳守し、町内の小中学校並び幼稚園に約1,700食を調理提供しています。令和5年3月に「学校における食物アレルギーマニュアル」を策定し、小中学校や幼稚園、調理場、教育委員会が実施すべきことを明確化し、誤食のないよう統一した対応手順を定め実施しています。また、地元食材や郷土料理を積極的に献立に取り入れたことにより、学校給食における郷土料理の提供回数が目標の年40回を達成することができました。今後も「地元の生きた教材」として積極的に活用しながら、食育の推進に力を入れていく必要があります。

第2次計画への現状と課題

地元食材や郷土料理を学校給食の献立に取り入れ計画しましたが、近年、猛暑による高温障害や豪雨等による水害などの農作物への影響により、予定していた食材が使用できることがありました。地元の青果業者と連携するなど、地元食材の不足が生じた際に対応できる体制を整える必要があります。また、給食の食べ残しがここ数年多く見られるようになりました。さまざまな原因は考えられますが、食べ残しの多い献立の現状を把握し、提供頻度や内容を検討して今後の献立に反映させる必要があります。さらに児童・生徒に対する食品ロスやSDGsに関する知識の普及・啓発についても力を入れる必要があります。

施策4 「自然」「文化」「歴史」にふれる活動と未来への継承

#ボランティア活動

第1次計画の成果

ボランティア活動の意識が、スムーズにボランティア活動の参加とはなっていない実態があります。

◆あなたは現在、ボランティア・NPO・町民活動をされていますか? (R6年度「家庭における子どもの姿」に関するアンケート)

	R元年度	R6年度	比較
活動していない	82.0%	87.6%	5.6%
活動している	15.0%	10.8%	▲4.2%
不明	3.0%	1.6%	▲1.4%

◆地域でのボランティア体験 (A:当てはまる、B:どちらかといえば当てはまる の合計) (R6年度「家庭における子どもの姿」に関するアンケート)

	R元年度	R6年度	比較
幼稚園	79%	36%	▲43%
小学校	94%	65%	▲29%
中学校	92%	45%	▲47%

◆R6年度中高生ボランティア登録者数

	中学生(人)	高校生(人)
中央公民館	9	1
立川地域	16	2
余目第一	8	4
余目第二	9	2
余目第三	4	1
余目第四	14	2

第2次計画への現状と課題

中高生は、人口が減少傾向にあることに加え、学校行事や部活動など多様な活動を選択できる状況にあります。ボランティアも大事な活動であるということを改めて周知し、参加につなげていくことが必要となっています。

#文化芸術(資料館)

第1次計画の成果

ポスターの掲示やチラシの設置をすすめたことや、新聞等に企画展が紹介されたことなど、周知に努めました。お米に関する展示や定期的に実施している様々な企画展には、県内外の方々や20代30代の世代の来館者が増えてきており、幅広い方々から関心が寄せられています。

◆亀ノ尾の里資料館入館者数

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
入館者数(人)	2,765	2,244	1,839	3,647	2,236	1,924

第2次計画への現状と課題

亀ノ尾の里資料館や歴史民俗資料館の収蔵品及び資料のデジタル化を図り、これらの整理を進め、わかりやすく魅力ある展示や公開をしていくことが必要となっています。また、歴史民俗資料館については、これまでとは異なる新しい運用方針について、建物と収蔵資料とを合わせて総合的に検討していく必要があります。

#水彩画記念館

第1次計画の成果

季節やテーマ性を生かした収蔵品の展示や地域にゆかりのある作家の作品を展示する特別展の開催など、多くの方が文化芸術に親しめるように配慮をし、内藤秀因水彩画記念館のリフォームに活かすことができました。

◆内藤秀因水彩画記念館入館者数

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
入館者数(人)	5,257	2,969	2,643	1,368	-	11,007

第2次計画への現状と課題

内藤秀因の作品が一年を通して鑑賞できるようにするとともに、展示や作品の情報を広く発信し紹介します。収蔵作品の適切な保存と維持管理に努めるとともに、デジタル化の推進、公開をしていく必要があります。

#響ホール

第1次計画の成果

近隣自治体で大規模な芸術ホールが運営されていることや新型コロナウイルス感染症の流行などの影響もあり、利用者数の減少傾向は否めません。

◆響ホールの利用状況

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用者数(人)	58,244	24,350	29,028	45,973	44,291	50,416
利用件数(件)	1,933	1,042	1,137	1,534	1,364	1,462

第2次計画への現状と課題

新型コロナウイルス感染症収束後における施設利用の回復はもとより、利用者拡大に向けて、運営方法等の工夫や見直しを積極的に検討し実行する必要があります。

#民俗芸能

第1次計画の成果

各地域に伝わる民俗芸能は、新型コロナウイルス感染症流行期間においても、例祭等で奉納されました。厳しい状況の中でも、民俗芸能の保存は続けられています。

第2次計画への現状と課題

民俗芸能は、地域社会の就労形態の変化、少子化の進行や担い手の高齢化などの影響で、後継者や資金の不足等が深刻な問題となっており、各保存会とも継承していくことが難しい状況になりつつあります。地元に残る民俗芸能の魅力について再認識し、伝統民俗芸能保存伝承協議会等と連携し存続に向けた取り組み等が必要となっています。

#文化財

第1次計画の成果

本町には国指定天然記念物の月山をはじめ、県・町指定文化財が114件あり、現状の把握や町所有天然記念物である樹木の管理がなされています。

第2次計画への現状と課題

指定文化財の保存継承に当っては、保存や修理、火災、地震等の災害から文化財を守るための対策等が想定され、所有者等による費用の捻出が難しくなっています。修復等が必要となる場合は、その経費について所有者に補助金を交付するなど、町の貴重な宝として保全を支援し、観光等にも活用されるように努めています。未だ掘り起こされていない文化財や古文書等については、その保全と継承についての調査研究が必要となっています。

施策 5 健康と生きがいをつくる生涯スポーツの推進

#生涯スポーツ

第1次計画の成果

八幡スポーツ公園を中心に町民の生涯各世代に適応したスポーツ・レクリエーション活動の推進や様々な種目の競技力向上に寄与しています。また、各種大会等の開催により多くの方が利用をしています。

◆八幡スポーツ公園(6施設)の利用者数

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用者数(人)	199,595	110,844	107,854	187,247	186,016	199,848

第2次計画への現状と課題

社会体育施設は指定管理者の管理運営の中で、気軽に多様なスポーツ等を楽しめる環境づくりが以前にも増して求められています。

スポーツ・文化活動ガイドライン

第1次計画の成果

本町の小学生のスポーツ少年団への加入率は、県内で上位に位置し、中学校の運動部等では、中体連等の主要な大会で県大会へ進出する生徒の割合が県内でも高く、学校や地域指導者、保護者の協力のもと、熱心な指導の賜物であると思われます。町では、「庄内町小中学生のスポーツ・文化活動ガイドライン」を策定し、学校・家庭・地域で連携し、理解を深めてきました。

第2次計画への現状と課題

スポーツ少年団や中学校の部活動等の活動では、「過度な活動による子どもの心身の疲弊」など様々な問題が顕在化している状況にあり、小中学生の健全育成環境を整えるために配慮すべき事項となっている「庄内町小中学生のスポーツ・文化活動ガイドライン」の理解が浸透していないことから、遵守を徹底することが必要となっています。

#総合型SC

第1次計画の成果

総合型地域スポーツクラブの自立について支援してきましたが、会員数は伸び悩んでいます。

◆コメツチわくわくクラブの会員数の推移

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
会員数(人)	349	284	310	318	314	331
前年度比(人)	▲7	▲35	26	8	▲4	17

第2次計画への現状と課題

会員数が減少傾向にあり、クラブの自立及び発展的存続を促しながら、支援していく必要があります。

施策6 「チーム庄内町」で町の良さを活かした魅力ある教育の推進

#コミュニティ・スクール

第1次計画の成果

少子高齢化や人口減少による地域の衰退が懸念される中、また、学校と地域の連携がますます重要視される状況を受け、令和3年度にコミュニティ・スクールが導入されました。導入当初は新型コロナウイルス感染症流行期間ということもあり、活動が思うようにできないこともありましたが、活動が徐々に定着しつつあります。

◆ 家庭・学校・地域が連携した教育の推進 (A:達成 B:やや達成) (庄内町教育振興基本計画に関する教職員評価アンケート)

	R元年度		R6 年度	
	A	B	A	B
幼稚園	58%	37%	48%	52%
小学校	24%	73%	26%	65%
中学校	50%	43%	23%	69%

第2次計画への現状と課題

新型コロナウイルス感染症流行前と比べると、地域行事への参加率が低下したままとなっています。令和3年度に導入されたコミュニティ・スクールの活用等を通して、これまで以上に町ぐるみ、地域ぐるみで教育の振興に努め、自分達の町を自分達でよりよくしようとする気運を醸成していくことが必要です。

#ふるさと教育

第1次計画の成果

社会科副読本を活用した学習や校外での活動を推進し、子どもたちは本町の自然・歴史・文化・先人の功績について学ぶ中で、その魅力を実感し、自分たちの地域への愛着が深まり、誇りをもつ心が育まれてきました。

◆町の気候・風土・歴史・文化を学び、教育に活用する手法の重視 (庄内町教育振興基本計画に関する教職員評価アンケート)

(A:達成 B:やや達成 の合計)

	R元年度	R6 年度
幼稚園	90%	96%
小学校	70%	98%
中学校	86%	92%

第2次計画への現状と課題

子どもたちのふるさとへの誇りと愛着を育むことができるよう、地域の方々との連携を大切にし、体験的な学びや探究活動を通して、地域社会の一員としての自覚や、持続可能なまちづくりへの意識を高める教育を推進していく必要があります。

#まちセン

第1次計画の成果

令和4年度に町内7学区、地区の公民館がまちづくりセンターに移行するとともに、令和6年度からは全てのまちづくりセンターに指定管理者制度が導入され、地域運営組織による管理・運営が行われており、住民が主体となり、地域が自ら考え、自ら行う住民自治活動を推進する組織体制が構築されています。

第2次計画への現状と課題

多くの住民が地域づくりへの関心を高め、主体的な参画となるよう、地域の活性化を図っていくことが必要です。地域運営組織がそれぞれの地域の将来像、基本目標等を定め、地域行動計画に基づく地域課題についての学習や課題解決活動に重点をおいた社会教育事業の展開が重要であり、支援を強化していくことが必要となっています。

#地域連携

第1次計画の成果

本町の地域運営組織は、地理的、歴史的背景や施設、設備の整備等、それぞれ特色ある取り組みを行ってきました。各地域運営組織が策定している地域行動計画には、地域の実態や住民の声を踏まえた地域課題が掲げられており、取り組む個別事業の内容や優先度もそれぞれ特徴的なものとなっています。

第2次計画への現状と課題

地域運営組織の活動方針や住民ニーズを踏まえた、地域主体の取り組みの支援を継続し、充実していく必要があります。

#体験活動

第1次計画の成果

新型コロナウイルス感染症の流行があったこともあり、ソーシャルディスタンスの観念が少なからずの影響を及ぼしているのか、豊かな自然の本町に生まれ育っていても、自然体験や地域での多様な人との交流体験の頻度が高いとはいえないように見受けられます。児童数の減少など、放課後に地域と一緒に遊ぶ機会があまりないためか、放課後子ども教室で友達と思いつきり遊ぶことを楽しみにしている子どもが多いようです。

第2次計画への現状と課題

地域の行事等に参加している子どもたちはいますが、多くの子どもたちはテレビやSNS、ゲーム、インターネットの動画等の擬似体験や間接体験に興味が向き、実際の生活体験、自然体験が不足しがちな傾向にあると思われます。社会の変化に主体的に対応していく力や生きる力を身につけるには、自然や社会の現実に触れる実体験が重要となります。また、子どもの頃の体験は、意欲や関心、規範意識につながるといわれており、体験活動の場を提供していく必要があります。



施策7 「働きがい」と「働きやすさ」が両立された人材育成

専門職の配置

第1次計画の成果

図書館や資料館等では専門資格をもつ司書や学芸員が常駐しており、町民の学びや鑑賞の機会の提供に努めています。

第2次計画への現状と課題

町民の学びや鑑賞の機会の提供に配慮することはもとより、司書や学芸員が専門的な知識やスキルを磨くことのできる環境や、他市町村の職員との交流や意見交換など、相互に学び、高めあえるような機会が必要となっています。

#働き方改革

第1次計画の成果

教職員の健康を守るため、教職員の健康診断受診者のうち精密検査該当者については、受診勧奨チラシの送付や管理職からの受診呼びかけ、休暇制度の周知等を実施しました。

◆庄内町小中学校教職員の再検査受診率（各年度1月末現在）

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
対象者(人)	23	27	26	30	23	32
受診者(人)	18	25	21	22	17	30
受診率(%)	78.3	92.6	80.8	73.3	73.9	93.8

第2次計画への現状と課題

教職員が精密検査を受けやすい環境を整備し、休暇制度の周知を進めることで、心身ともに健康で、ゆとりのある働き方を実現できるよう努めます。また、健康診断の日程調整にはインターネットの登録フォームを活用し、各学校の負担軽減を図ります。

施策8 地域社会の変化に対応した教育環境の整備

#小中学校再編

第1次計画の成果

令和元年度に「庄内町立中学校の未来を考える懇談会」を3回開催、令和3年度から令和5年度にかけて「庄内町学校適正規模・適正配置審議会」を9回開催し、令和6年2月に基本方針を作成、その後、令和6年度に「庄内町立小中学校再編整備検討委員会」を3回開催し、令和7年1月29日に開催した教育委員会定例会にて「庄内町立小中学校再編整備実施計画」を決定しました。

第2次計画への現状と課題

「庄内町立小中学校再編整備実施計画」に基づいて、小中学校の整備を進めます。

#公共施設等総合管理計画

第1次計画の成果

令和6年度：図書館整備完了、体操センター解体完了、体操競技練習場整備完了

令和7年度：余目中学校改修工事着手、新武道館整備工事着手、大中島自然ふれあい館屋内運動場解体工事完了

第2次計画への現状と課題

図書館が整備され武道館の整備に着手していますが、社会教育施設及び社会体育施設の長寿命化や施設使用環境の整備、中学校の統合や小学校の再編統合のための校舎整備など施設全般の整備が急務となっています。「庄内町公共施設等総合管理計画」、「庄内町公共施設個別施設計画」に基づき、適切な維持管理や設備環境の整備と、長寿命化を推進するとともに、老朽化が著しい施設については、廃止・統廃合も含め総合的、かつ計画的にすすめていくことが重要となっています。

#幼稚園の今後のあり方

◆ 幼稚園の預かり保育利用者の推移

少子化や核家族化の影響により、預かり保育利用者の割合が増加しています。

	預かり保育 利用者延人数(人)	預かり保育 利用者の割合
R元年度	41,889	76%
R4年度	34,533	91%
R6年度	34,369	93%

※R4年度から現在の4園体制へ

第2次計画への現状と課題

時代の変化による保護者のニーズへの対応や、子ども一人ひとりの豊かな成長を支え続けていくため、幼児教育の今後の在り方について検討を行います。

#共同調理場

◆学校給食調理従事者の推移

	調理員等(人)	
	正規職員	会計年度任用職員
R元年度	5	15
R7年度	2	17

第2次計画への現状と課題

安全安心な給食を安定して提供するため、調理職員の今後の体制について検討を行います。



第3章 庄内町の教育のめざす姿

1 目 標

よりよい生き方や社会を目指し、多様性あふれる 持続可能な地域社会を支える人づくり

持続可能な地域社会をつくるためには、人々が自分自身の生き方を良い方向へ導くとともに、他者と調和しながら社会を形成する力が重要です。

「よりよい生き方」とは、個々が自己を肯定しつつ、他者と支え合い、共生の精神を育むことを指します。一方、「よりよい社会」とは、多様な人々の価値観を受け入れる包摂性を備え、環境や地域経済が持続する仕組みが整った状態を意味します。

地域社会が持続可能であるためには、環境や経済の安定に加え、人材育成と連携が必要です。特に、子どもたちが自分自身の可能性を最大限に引き出しながら、他者と協調し、主体的に地域課題に向き合う力を持つことは、未来を支える重要な柱となります。

この計画では、自分だけでなく他者も社会もより良い状態になることを目指し、互いに多様性を受け入れ、高めあっていけるような社会を支える子どもたちを育成することを目指していきます。

2 方 針

今後5年間、特に重点とする方針を以下の3つとし、施策を進めていきます。

方針1 一人ひとりが自分の力を活かし、主体的に挑戦できる学びの実現

方針2 個性や価値観を尊重した多様な学びの充実

方針3 地域社会の変化に対応した持続可能な学びの環境整備

3 施策と主な取り組み

本計画では、方針に対応する8つの施策を設定し、それぞれの施策に基づく主な取り組みを抜粋して示します。

【目標】

よりよい生き方や社会を目指し、多様性あふれる持続可能な
地域社会を支える人づくり



【方針1】

一人ひとりが自分の力を活かし、主体的に挑戦できる学びの実現

施策1

よりよい生き方を目指し、自ら学び続ける力の育成

#探究型学習 #キャリア教育 #外国語教育 #ICT #特別支援教育 #幼児教育・保育

施策2

共に学び続け、生きがいをもてる環境づくりの推進

#生涯学習 #図書館



【方針2】

個性や価値観を尊重した多様な学びの充実

施策3

「家庭」「学校」「地域」の連携による、心と体の健全な育成

#家庭教育 #PTA #青少年育成 #読書習慣 #いのちの教育 #教育相談 #いじめ未然防止 #食育

施策4

「自然」「文化」「歴史」にふれる活動と未来への継承

#体験活動 #ボランティア活動 #国内交流 #文化芸術 #水彩画記念館 #響ホール #民俗芸能 #文化財

施策5

健康と生きがいをつくる生涯スポーツの推進

#生涯スポーツ #部活動地域展開 #総合型SC



【方針3】

地域社会の変化に対応した持続可能な学びの環境整備

施策6

「チーム庄内町」で町の良さを活かした魅力ある教育の推進

#コミュニティ・スクール #ふるさと教育 #幼小中高連携 #まちセン #地域連携

施策7

「働きがい」と「働きやすさ」が両立された人材育成

#学校経営 #働き方改革 #研修

施策8

地域社会の変化に対応した教育環境の整備

#小中学校再編 #公共施設等総合管理計画 #幼稚園の今後のあり方 #共同調理場

施策1

よりよい生き方を目指し、自ら学び続ける力の育成



山形未来会議「おもてなし」

【キーワード①】 #探究型学習 #キャリア教育 #外国語教育 #ICT

(1) 探究的な学びを支える教育実践の充実

- ◆ 子どもたちが学びの意義を実感できるよう、課題発見・解決のプロセスを取り入れた授業を実践し、思考力・判断力・表現力を育むとともに、授業の流れを明確にして主体的な学びを促します。

(2) 未来を見通す学びの充実とキャリア教育の推進

- ◆ 小学校から中学校までの発達段階に応じたキャリア教育¹を推進し、教科の学びと将来の夢や生き方を結びつける機会を提供します。地元高校・大学との連携により、学ぶ意欲や視野の拡大も図ります。
- ◆ 地域の多様な人材との交流や仕事・活動の体験を計画的に取り入れ、子どもたちが学びを現実社会と結びつけて将来の選択や生き方を考える力を育みます。

(3) 小中連携による外国語教育と国際交流を通じた社会力の育成

- ◆ ALT(外国語指導助手)の活用や海外とのオンライン交流、中学生海外研修事業などの国際交流を通じて多文化理解と国際感覚を育み、小中連携による幼少期から英語に親しむ実践的な外国語教育を行います。

(4) 学びの質を高めるICT環境の整備と活用の推進

- ◆ 1人1台端末や教科横断的な情報教育を活用し、児童生徒が自分の考えを表現・共有・修正できる学びの場を整備するとともに、情報活用能力やプログラミング、情報モラルの力を計画的に育成します。
- ◆ 災害や感染症などの発生による学校の臨時休業等の緊急時の活用だけでなく、登校が困難な児童生徒への学習支援にもICTを活用し、「誰一人取り残さない学び」の保障に努めます。

¹ 子ども達が大人になっていく過程で、学習や労働を通して自分らしい生き方を確立していくための手助けとなる教育

【キーワード②】 #特別支援教育 #幼児教育・保育

(1) 一人ひとりに応じた支援と共生社会を育む教育の充実

- ◆ ユニバーサルデザイン²や ICT 活用、ペア・グループ学習、TT指導³や合理的配慮を取り入れ、子ども一人ひとりに応じた授業や支援体制を整備するとともに、教職員の専門性向上のための研修を推進します。
- ◆ 幼稚園から中学校までの子どもを対象に専門家チームによるスクリーニング⁴や個別検査を行い、保健・福祉課等と連携して、必要な支援を適切な時期に提供します。
- ◆ 障がいの理解やインクルーシブ教育⁵を推進し、子ども同士の交流や協働を通じて、安心して学べる環境と相手を思いやる共生社会の育成を目指します。

(2) 幼小連携及び地域連携による保育・教育体制の充実

- ◆ 幼稚園・認定こども園と小学校が隣接する利点を生かし、相互訪問や交流活動を通じて教職員間の共通理解を深め、保育・教育の一貫性や発達の連續性を考慮したカリキュラムと指導の充実を図ります。
- ◆ 地域資源を教育カリキュラムに取り入れ、子ども一人ひとりに応じた丁寧で安心できる保育を重視するとともに、幼稚園・保育園・認定こども園の連携体制を強化し、保護者支援や教職員の研修も充実させます。

² 年齢や障がいの有無などで特定の人を対象にするのではなく、すべての人を対象にする考え方

³ チーム・ティーチング指導の略。授業場面において、2人以上の教職員が連携・協力して一人ひとりの子どもや集団の指導の展開をはかり、責任をもつ指導方法

⁴ データに基づいて「支援を必要とする可能性がある子どもや家庭を迅速かつ早期に識別し、適切な支援につなぐための仕組み」

⁵ 障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を、通常学級において行う教育

【評価指標】

指標項目	現状値(R6)	目標値(R12)
◆ 「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組む」子どものAB評価の割合	小学生 75 % 中学生 75 %	小学生 80 % 中学生 80 %
◆ 「友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方方に気付いたりする」子どものAB評価の割合	小学生 80 % 中学生 85 %	小学生 85 % 中学生 85 %
指標項目	現状値(R7)	目標値(R12)
◆ 「PC・タブレットなどのICT機器を使って情報を整理することができる」子どものAB評価の割合	小学生 67 % 中学生 55 %	小学生 75 % 中学生 70 %
◆ 「PC・タブレットなどのICT機器を使って学校のプレゼンテーションを作成することができる」子どものAB評価の割合	小学生 73 % 中学生 68 %	小学生 80 % 中学生 75 %

施策 2

共に学び続け、生きがいをもてる環境づくりの推進



【キーワード①】 #生涯学習 #図書館

(1) 生涯学習の充実

- ◆ 高齢となつても生きがいの創出につながるように、各世代それぞれに「人生百年時代」における学びの充実を、地域の特性を生かした事業や各種講座で支援します。
- ◆ 町の広報紙やホームページなどを通じて学びに関する情報を発信し、趣味を通じた教養の育成、地域の歴史や文化に触れる活動、社会的課題に関するワークショップなど、気軽に参加できる学びの機会を提供します。
- ◆ 様々な知識や経験を持っている方が「地域の先生」として活躍していく仕組みづくりを推進します。

(2) 「みんなが集い学びふれあいつながる図書館」の有効活用

- ◆ 従来の知の拠点としての機能に加え、町民の「サードプレイス⁶」として居心地の良さを追求した滞在型図書館の機能を充実するとともに、住民のつながりやまちのにぎわいを生み出す拠点として、親しみやすい図書館にします。
- ◆ 図書館と水彩画記念館の併設による相乗効果を図り、図書館資料と絵画などの芸術作品の関連性を活かした「絵のある図書館 本のある美術館」をテーマとする空間づくりを進めます。

⁶ アメリカの都市社会学者であるレイ・オルデンバーグが1989年に発表した著書『ザ・グレート・グッド・プレイス』(The Great Good Place)内で提えた言葉であり、自宅(ファーストプレイス)、職場・学校(セカンドプレイス)でもない、自分にとって心地の良い第3の居場所

【評価指標】

指標項目	現状値(R6)	目標値(R12)
図書館来館者数	58,914人	59,000人
図書館での読み聞かせ会やお話し会等の開催数	18回	20回

施策 3

「家庭」「学校」「地域」の連携による、心と体の健全な育成



【キーワード①】 #家庭教育 #PTA #青少年育成 #読書習慣

(1) 子育て支援ネットワークづくりの推進とメディア利用における連携した取り組み

- ◆ 保護者や地域のネットワークづくりを支援し、個々の家庭だけでなく、地域と連携し、町全体の家庭教育力の向上を図ります。
- ◆ 学校とPTAが連携して家庭でのインターネットにつながるスマートフォン、タブレット、ゲーム機等の使用方法について、家庭でのルールづくり等、子どもたちをとりまく環境の整備を支援します。

(2) 「しつけの基本は家庭から」という自覚の高揚

- ◆ 家庭のくらしの中で社会生活をしていく上で必要なことや基本的生活習慣を身に付けたり、自主性や自立性を育む力を高めるための取り組みを支援します。
- ◆ 「大人が変われば子どもも変わる」といわれるよう、地域・学校・PTA・家庭が一体となって大人から率先して手本を示し、社会生活における規範意識や人を思いやる心の大切さ等の啓発に努めます。
- ◆ 地域で優れた青少年活動をしている個人や団体の功労を称えたり、積極的にあいさつ運動を推進したりする等、青少年の健全な育成に向けた社会環境づくりに取り組み、町民の意識の高揚を図ります。

(3) 発達段階に応じた家庭教育の実践を促す支援と家読の推進

- ◆ 地域の身近な情報交換や交流の機会を提供し、家庭教育力の向上のための学ぶ機会の充実を図り、発達段階に応じた家庭教育の実践を支援します。
- ◆ 「家読」など家庭における読書活動の取り組みや意義を町全体に周知し、親子のふれあいや心のつながりを育むことを通して、家庭における読書習慣の形成を図ります。
- ◆ 「庄内町子ども読書活動推進計画(第四次)」を推進し、「本が好きな子どもがたくさんいる町 子どもに本の楽しさを伝える人がたくさんいる町」の実現に向け、家庭、地域、学校等が連携し、取り組みを進めていきます。

【キーワード②】 #いのちの教育 #教育相談 #いじめ未然防止 #食育

(1) 互いに尊重し合う心の育成

- ◆ 自他のいのちを大切にすることを教え、互いに思いやる心の育成に努めます。道徳の授業を要とし、教育活動全体を通して道徳教育を推進します。異なる考え方を認め合う心や規範意識、道徳的実践力の育成に取り組みます。戦争や平和について学習する機会をもち、先人の不斷の努力で、現在の平和や自分のいのちが受け継がれてきたことを教えます。

(2) 児童生徒自身が集団生活をより良いものにしようとする力の育成

- ◆ 児童生徒が自分たちの生活をよりよいものにしていくために何をしたらいいかを考え、実行することができるよう学級での話し合い活動や児童会・生徒会活動の推進に取り組みます。自分たちの力で作り上げる体験を通し、失敗を恐れずチャレンジする力を育成します。

(3) 教育相談・家庭支援の充実

- ◆ 人間関係に難しさを感じる子どもや不登校の増加、家庭環境の複雑化等に伴い、教育相談専門員、スクールソーシャルワーカー等の人的配置に加え、就学援助制度等の経済的な支援等、適切な支援体制の構築を図ります。児童生徒自身が困ったときに SOS を出していいことを教え、出された SOS を受け止められるようにしていきます。

(4) 地域・家庭と連携したいじめ未然防止の取り組みと早期解決のための取組の推進

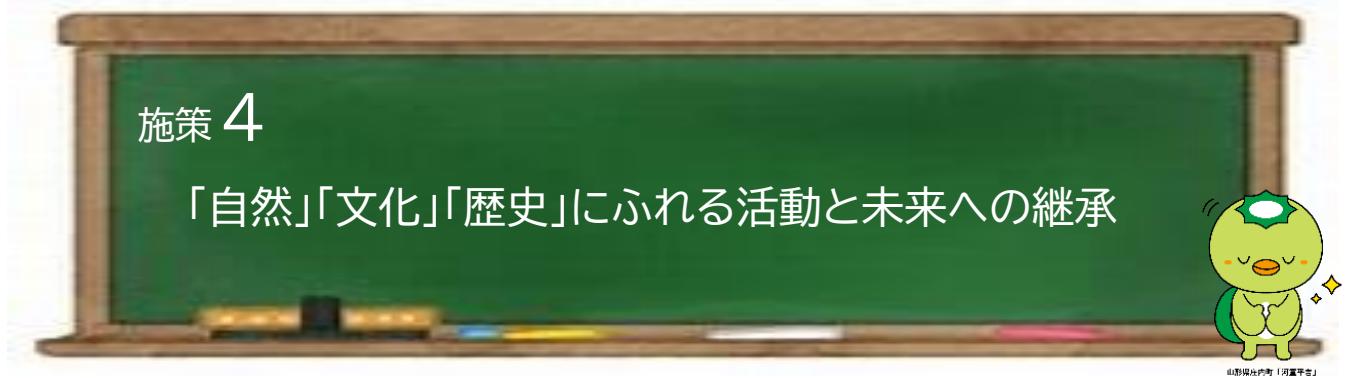
- ◆ いじめを許さない学校づくりをめざし、未然防止と早期発見、早期解決に努めます。学校では「学校いじめ防止基本方針」を基本に、組織としていじめの重大化を防ぐ力をつけていきます。さらに、「庄内町いじめ防止基本方針」を地域住民に周知し、重大事態を防ぐために学校や専門機関、町長部局と連携する体制を継続していきます。

(5) 安全安心な給食提供と、学校給食共同調理場と連携した食育の推進

- ◆ 給食を通した地産地消、食育を推進します。地場産物を積極的に活用するとともに、地域の食文化を通じて郷土への関心を深める食育の充実を図ります。
- ◆ 食物アレルギーへの対応や調理配膳の過程に気を配り、安全安心を最優先に、心と体を育てるおいしい給食を提供します。

【評価指標】

指標項目	現状値(R6)	目標値(R12)
◆ 保護者の家庭教育事業への参加人数		
保育園・幼稚園	617 人	700 人
小中学校	156 人	200 人
◆ 「人の役に立つ人間になりたい」子どものAB評価の割合	小学生 90 % 中学生 95 %	小学生 95 % 中学生 95 %
◆ 「自分には良いところがあると思う」子どものAB評価の割合	小学生 75 % 中学生 85 %	小学生 80 % 中学生 85 %



【キーワード①】 #体験活動 #ボランティア活動 #国内交流

(1) 魅力ある地域体験事業の創造とボランティア活動の充実

- ◆ 自然に触れ親しむ体験を中心とする森森自然塾や、各まちづくりセンターでの地域の資源等を生かした文化、体験活動の充実に努めます。
- ◆ まちづくりセンターと地域の住民が中心となる放課後子ども教室では、児童の学年の枠を超えた交流や地域の住民との世代を超えた交流のほか、自然体験、文化活動等の充実を図り、子どもたちの放課後の活動を支援します。
- ◆ ボランティア活動の機会を提供し啓発を行うことで、活動への主体的な参加を促し、お互いに協力して成し遂げる喜びや達成感を感じる機会を設けます。また、共に支え合い、学び合いながら、思いやる心や協力し認め合う心を育むことを目指します。

(2) 国内交流事業による交流と自然体験の充実

- ◆ 友好町の宮城県南三陸町と交流する機会を継続し、ふれあいを深めるとともに、異なる自然や生活、文化等に接し、豊かな感性やたくましい想像力が育まれるように支援します。
- ◆ 小学生国内交流事業で南三陸町のジュニアリーダーと交流し、本町の中高生ボランティアのスキルアップや達成感の高揚を図ります。

【キーワード②】 #文化芸術 #水彩画記念館 #響ホール #民俗芸能 #文化財

(1) 子どもから大人まで生き生きと文化に親しむ、文化活動の推進

- ◆ 町民主体の文化芸術活動の促進や魅力ある文化芸術にふれあう機会を提供し、子どもから大人まで文化を創造するための環境づくりを進めます。

(2) 内藤秀因作品をはじめとする研究・展示の充実

- ◆ 内藤秀因水彩画記念館では、内藤秀因についての調査や研究、内藤作品の通年展示をはじめ、特別展、作家によるワークショップの開催などを通じて、身近に芸術に親しむ環境づくりを進めます。

(3) 更なる響ホールの活用

- ◆ 韶ホールを会場に、町内在住の音楽家によるコンサートや落語の寄席など、町民主導で運営される文化活動を支援します。
- ◆ 子どもたちが響ホールでの発表、美術作品の鑑賞、各種イベント体験などを通して、文化活動の楽しさや芸術のすばらしさに触れ、感受性や表現力を育むとともに、自己肯定感や達成感を高められるように支援します。

(4) 郷土に誇りをもつ伝統文化の継承活動の支援

- ◆ 地元への愛着を深め、まちづくりへの参加意識を育んでいる民俗芸能の継承を支援するとともに、発表の場の提供や情報交換、情報発信に努めます。

(5) 文化財の保全・有効活用とデジタル化の推進

- ◆ 文化財は、その地域の伝統文化や行事等歴史を知るための貴重な資料であり、観光資源でもあります。文化財への認識と理解を深めるため、各関係機関と連携し地域に即した保全、有効活用を推進します。
- ◆ 地域で大切にされてきた歴史資料や民俗資料、建造物等の実態把握と調査を進め、資料館や記念館に町が所有する収蔵品等のデジタル化を推進し、公開ができるように整理を行うとともに、適切な保管ができるようにしていきます。



【評価指標】

指標項目	現状値(R6)	目標値(R12)
◆ 中学校の生徒数に占めるボランティア登録者の割合(%)	8 %	15 %
◆ 水彩画記念館・資料館収蔵資料のデジタル化(%)	0 %	40 %
◆ 韶ホールの利用状況		
響ホール利用者数	50,416 人	60,000 人
響ホール利用件数	1,462 件	1,600 件

施策 5

健康と生きがいをつくる生涯スポーツの推進



山形県庄内町「内富子さ」

【キーワード①】 #生涯スポーツ #部活動地域展開 #総合型 SC

(1) 健やかに生きる生涯スポーツ構想の策定と町民のスポーツ活動の推進

- ◆ 健康づくりや生きがいを育む生涯スポーツの促進、競技力の向上、施設管理の在り方を柱とした「庄内町スポーツ推進計画」を推進します。
- ◆ 関係機関や団体と連携し、スポーツ少年団活動をはじめ、年齢や性別、体力に適応した活動でスポーツに親しむ意義を積極的に広く情報発信し、スポーツ・レクリエーション活動への関心を高めます。

(2) 各種スポーツの競技力向上の支援

- ◆ 学校やスポーツ協会、各種目の団体等が連携し、競技力の向上を目的とした各種大会や講習会等の開催を支援します。
- ◆ 「庄内町小中学生のスポーツ・文化活動ガイドライン」の遵守により、部活動の地域展開の確実な実行および地域クラブ等の支援を行うとともに、適切な生活リズムをつくるための年齢に応じたスポーツ活動を、学校、地域クラブ、保護者、スポーツ少年団本部等と連携して推進します。

(3) 町民主体の社会体育施設の運営と総合型地域スポーツクラブ自立の支援

- ◆ 総合型地域スポーツクラブのノウハウを活用し、町民と行政が協働で社会体育施設を運営するとともに、関係団体と連携してスポーツ活動の充実を目指し、地域や施設の特長を活かした各種事業の開催を支援します。
- ◆ 総合型地域スポーツクラブの会員増加や企業との交流、魅力的なメニューの作成など、自主財源の確保に向けた取り組みを支援します。

【評価指標】

指標項目	現状値(R6)	目標値(R12)
社会体育施設の利用者数	228,436 人	240,000 人
(うち)八幡スポーツ公園 6 施設の利用者数	199,748 人	205,000 人

施策 6

「チーム庄内町」で町の良さを活かした魅力ある教育の推進



山形県庄内町「河童平五」

【キーワード①】 #コミュニティ・スクール #ふるさと教育 #幼小中高連携

(1) 地域学校協働活動推進事業とコミュニティ・スクールの一体的な推進

- ◆ 地域に開かれた学校づくりを目指す学校運営協議会の設置を継続し、コミュニティ・スクールとしての機能を活性化させます。地域と学校のつなぎ役として地域学校協働活動推進員や地域コーディネーターを配置し、地域学校協働活動と一体化することで、学校と地域の両方の活性化を目指します。
- ◆ 地域人材を活用し、小学校では学校支援活動、中学校では夢サポート塾の取り組みを継続します。より多様な地域の方に学校や児童生徒に関わっていただくことで、学力向上、子どもの居場所づくり、郷土愛の育成などに取り組みます。

(2) ふるさとへの誇りと感謝の心を育むふるさと教育の推進

- ◆ 社会科副読本や地域教材を活用し、町の自然・歴史・文化を学ぶ授業を推進するとともに、総合的な学習や行事に計画的に位置づけ、ふるさと庄内町の誇りや先人の知恵・努力を学ぶ機会を充実させます。
- ◆ 現地学習や地域の方々との交流を重視し、自然や文化の体験を通して、持続可能な社会をつくる知恵や環境への意識、ふるさとへの感謝の心を育む取り組みを推進します。

(3) 地域に根ざしたビジョンを共有して子どもを育てる幼小中高連携の推進

- ◆ 幼稚園が小学校やまちづくりセンターと隣接している立地条件を生かし、地域の各種団体との連携を一層密にしながら、安全安心の確保と教育環境の整備等、地域ぐるみで子育てをめざします。
- ◆ 新中学校開校に向けて、目指すこども像を両中学校で共有します。また、「立川スタンダード」⁷と「余目アソシエーション」⁸を中心に推進してきた小中連携のあり方について検討します。
- ◆ 小中高連携会議を活用し、庄内総合高校との連携を進めます。

⁷ 1小学校に1中学校という立川地域特有の条件を考慮し、円滑な小中連携と接続を行う活動

⁸ 余目中学校区の児童・生徒に「生きる力」を育てることを目的に実施される小中連携の活動

【キーワード②】 #まちセン #地域連携

(1) 活力ある地域コミュニティの形成

- ◆ 地域課題の解決や地域全体の活性化につながる地域づくり事業を、まちづくりセンターを運営する地域運営組織が中心となって推進します。また、子どもたちの放課後や休日の活動への住民の参画と協働を促しながら、住民相互の絆を深め、活力ある地域コミュニティの形成を目指します。
- ◆ 地域運営組織が社会教育事業に円滑に取り組めるよう、県などが実施する社会教育や生涯学習の研修会への参加を促し、社会教育全般に幅広い知識を備える人材が育つように支援を行います。

(2) 地域連携による次世代育成

- ◆ 地域と保護者のネットワークづくりを進め、連携を強化します。さらに、異世代の交流を通して、家庭・学校・地域が協力して子どもを育てる「共育(ともいく)⁹」を推進し、豊かな教育と元気な地域づくりを目指します。
- ◆ 住民の地域づくりへの関心を高め、地域の実情や住民の意向を反映した主体的な活動を促進します。また、家庭・学校・地域が支え合う仕組みを活用し、子どもたちが地域行事への参加を通して、地域の一員としての連帯感を育み、地域に貢献できる力を養う活動を支援します。

⁹ 教育の主体が学校・家庭・地域など多様な立場の人や組織に広がり、教える側と受ける側が共に学びあい、共に育ち合う事。また令和7年7月から厚生労働省が「共育プロジェクト」を開始している。



【評価指標】

指標項目	現状値(R6)	目標値(R12)
◆ 「ふるさと教育の推進」教職員のAB評価の割合	幼稚園 95 小学校 95 % 中学校 90	幼稚園 95 小学校 95 % 中学校 92
◆ 「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」子どものAB評価の割合	小学生 80 % 中学生 70	小学生 80 % 中学生 80
◆ 放課後子ども教室の委託実施学区数	3 学区	5 学区

施策 7

「働きがい」と「働きやすさ」が両立された人材育成



山形県内町「お農先生」

【キーワード①】 #教職員 #働き方改革 #研修

(1) 校長・園長のリーダーシップと職員の同僚性を発揮した経営の充実

- ◆ 校長・園長のリーダーシップと教職員の協働を通して、活気ある学校・幼稚園経営を実現します。

(2) 勤務体制や事務処理等の見直しによる教職員の働き方改革の推進

- ◆ 「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、学校における働き方改革を支援します。
- ◆ 教職員の健康を守るために適切に健康診断(再検査)を受診することを推進します。

(3) 研修の充実による職員の資質の向上と意識の高揚

- ◆ 教育委員会と校長会・教頭会・園長会が連携し、教職員の資質向上を目指してOJT¹⁰体制を強化するとともに、教育研修所¹¹を活用して現場のニーズや社会状況に対応した研修の機会を提供します。
- ◆ 職員が研修に参加しやすい環境づくりや研修内容の充実に努め、個々のスキルアップを図ります。

(4) 教育を支える職員の配置

- ◆ 子どもたち一人ひとりの力を伸ばすために、学校教育支援員等の配置を継続していきます。
- ◆ 社会教育主事をはじめとした資格を有する職員の配置に努めます。

¹⁰ On the Job Training の略。日常的な職務を通して、必要な知識や技能、意欲、態度などを、意識的、計画的、継続的に高めていく取り組み

¹¹ 庄内町の教育振興を図るため、教育関係職員の研修と教育に関する専門的研究を行う機関

【評価指標】

指標項目	現状値(R6)	目標値(R12)
◆ 時間外在校等時間の月平均45時間超えの教職員数	23人	0人
◆ 社会教育関係職員及び指定管理施設職員研修の参加者数	184人	210人

施策 8

地域社会の変化に対応した教育環境の整備



山形県庄内町「河童やさ」

【キーワード①】 #小中学校再編 #公共施設等総合管理計画

(1) 小中学校の再編に向けた取り組み

- ◆ 令和7年1月に策定した庄内町立小中学校再編整備実施計画に基づき学校の再編統合を進め、教育環境を整備するとともに、学校教育の充実を図ります。
- ◆ 小中学校の開校時期を、中学校は令和11年度、小学校は14年度を目指し、円滑な統合を図るため、統合準備委員会(仮称)を設置し、統合の際に生じる課題を整理し検討します。
- ◆ 小中学校の統合により廃校となる施設について、関係機関と連携して今後の利活用や在り方を検討します。

(2) 教育施設の長寿命化の推進

- ◆ 施設の点検や修繕等により適切な維持管理を行い、園児・児童生徒の安全安心な教育環境の確保に努めます。施設整備にあたっては、「庄内町立小中学校再編整備実施計画」や「庄内町学校施設長寿命化計画」により将来を見据えた持続可能な教育環境の整備を図ります。

【キーワード②】 #幼稚園の今後のあり方 #共同調理場

(1) 未来を創る幼稚園再編

- ◆ 少子化や社会情勢の変化による保護者ニーズの把握に努めるとともに、庄内町立幼稚園の今後のあり方検討委員会を設置し、幼児教育・保育体制の今後のあり方について関係機関と連携して検討を進めていきます。

(2) 学校給食と調理場のあり方

- ◆ 学校給食における食育の推進を図るとともに、共同調理場の運営体制の今後のあり方について、関係機関と連携して検討を進めていきます。

【評価指標】

指標項目	目標値(R12)
◆ 社会教育施設及び社会体育施設	
廃止または統廃合	1 件
照明設備のLED化	5 施設
施設の建て替え又はリフォーム等完了	4 施設

【評価指標一覧】

方針1 一人ひとりが自分の力を活かし、主体的に挑戦できる学びの実現			
施策1 よりよい生き方を目指し、自ら学び続ける力の育成			
	指 標 項 目	現状値(R6)	目標値(R12)
1	「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組む」子どものAB評価の割合	小学生 75 % 中学生 75 %	小学生 80 % 中学生 80 %
2	「友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方方に気付いたりする」子どものAB評価の割合	小学生 80 % 中学生 85 %	小学生 85 % 中学生 85 %
施策2 共に学び続け、生きがいをもてる環境づくりの推進			
	指 標 項 目	現状値(R6)	目標値(R12)
5	図書館来館者数	58,914 人	59,000 人
6	図書館での読み聞かせ会やお話し会等の開催数	18 回	20 回

方針2 個性や価値観を尊重した多様な学びの充実			
施策3 「家庭」「学校」「地域」の連携による、心と体の健全な育成			
	指 標 項 目	現状値(R6)	目標値(R12)
7	保護者の家庭教育事業への参加人数		
	保育園・幼稚園	617 人	700 人
	小中学校	156 人	200 人
8	「人の役に立つ人間になりたい」子どものAB評価の割合	小学生 90 % 中学生 95 %	小学生 95 % 中学生 95 %
9	「自分には良いところがあると思う」子どものAB評価の割合	小学生 75 % 中学生 85 %	小学生 80 % 中学生 85 %
施策4 「自然」「文化」「歴史」にふれる活動と未来への継承			
	指 標 項 目	現状値(R6)	目標値(R12)
10	中学校の生徒数に占めるボランティア登録者の割合(%)	8 %	15 %
11	水彩画記念館・資料館収蔵資料のデジタル化	0 %	40 %
12	響ホールの利用状況		
	響ホール利用者数	50,416 人	60,000 人
	響ホール利用件数	1,462 件	1,600 件

施策5 健康と生きがいをつくる生涯スポーツの推進		
指標項目	現状値(R6)	目標値(R12)
13 社会体育施設の利用者数	228,436 人	240,000 人
(うち)八幡スポーツ公園6施設の利用者数	199,748 人	205,000 人

方針3 地域社会の変化に対応した持続可能な学びの環境整備		
施策6 「チーム庄内町」で町の良さを活かした魅力ある教育の推進		
指標項目	現状値(R6)	目標値(R12)
14 「ふるさと教育の推進」教職員のAB評価の割合	幼稚園 95 小学校 95 % 中学校 90	幼稚園 95 小学校 95 % 中学校 92
15 「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」子どものAB評価の割合	小学生 80 % 中学生 70	小学生 80 % 中学生 80
16 放課後子ども教室の委託実施学区数	3 学区	5 学区
施策7 「働きがい」と「働きやすさ」が両立された人材育成		
指標項目	現状値(R6)	目標値(R12)
17 時間外在校等時間の月平均45時間超えの教職員数(人)	23 人	0 人
18 社会教育関係職員及び指定管理施設職員研修の参加者数	184 人	210 人
施策8 地域社会の変化に対応した教育環境の整備		
指標項目	目標値(R12)	
19 社会教育施設及び社会体育施設		
廃止または統廃合	1 件	
照明設備のLED化	5 施設	
施設の建て替え又はリフォーム等完了	4 施設	

資料編

- 1 教育基本法
- 2 庄内町教育振興基本計画策定協議会名簿
- 3 庄内町教育振興基本計画策定経過

1 教育基本法（平成18年12月施行）

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（教育の機会均等）

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教

育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

（義務教育）

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

（学校教育）

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

（大学）

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

（私立学校）

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

（教員）

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十二条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適切な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十三条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適切な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十四条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十五条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十六条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十七条 教育は、不当な支配に服すことなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育基本計画)

第十八条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十九条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 庄内町教育振興基本計画策定協議会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長	佐藤 真哉	庄内町教育委員会教育長
会長職務代理者	田澤 明広	立川中学校長
委 員	渡部 洋史	余目第四幼稚園保護者会長
委 員	小野寺 淳	余目第一小学校 PTA 会長
委 員	門脇 浩平	立川中学校 PTA 会長
委 員	水尾 良孝	和合の里を創る会 会長
委 員	富樫 豊一	前 清流の里立谷沢 会長
委 員	後藤 郁子	余目第二幼稚園長
委 員	柿崎 寿一	社会教育委員会議議長
委 員	佐藤 正人	元 立川中学校長(余目中学校教諭)

3 庄内町教育振興基本計画策定経過

年 月 日	会議名等
令和 7 年 4 月 1 日	庄内町教育振興基本計画策定協議会を設置
令和 7 年 7 月 31 日	第 1 回庄内町教育振興基本計画策定協議会を開催
令和 7 年 9 月 30 日	第 2 回庄内町教育振興基本計画策定協議会を開催
令和 7 年 10 月 24 日	第 11 回庄内町教育委員会定例会にて協議
令和 7 年 11 月 5 日	庄内町校長会にて協議
令和 7 年 11 月 20 日	第 3 回庄内町教育振興基本計画策定協議会を開催
令和 7 年 11 月 25 日	第 12 回庄内町教育委員会定例会にて協議
令和 7 年 12 月 1 日	パブリックコメントの実施(令和 8 年 1 月 6 日まで)
令和 8 年 1 月 28 日	第 1 回庄内町教育委員会定例会において「第 2 次庄内町教育振興基本計画」を議決

庄内町の子ども像

わたしたちは

緑と風と清流の里 庄内町を愛し

いのちかがやく

じょうぶな体をつくります

感謝と思いやりの心を持ち
ともに支え合います

目標に向かって

あきらめないで やりとげます

平成二十一年七月二十三日制定



庄内町の子ども像イメージキャラクター

「八郎くん」



庄内町の子ども像イメージキャラクター

「椿ちゃん」

第2次 庄内町教育振興基本計画

令和8年1月策定
庄内町教育委員会

〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町132-1
TEL 0234-43-0126 FAX 0234-42-0811